

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに伴う 広告物活用地区を指定します！

横浜市は東京 2020 オリンピック・パラリンピックの会場になっていますが、横浜市屋外広告物条例及び同施行規則の基準を超えた屋外広告物の掲出も容易にすることで、まち中の装飾を促進し、同大会の機運向上につなげることが期待されます。そこで、同条例で規定されている広告物活用地区を活用し、屋外広告物の基準の緩和を行います。なお、広告物活用地区の指定は、ラグビーワールドカップ 2019 大会に伴う指定に続き 2 回目となります。

1 広告物活用地区の概要

(1) 期間

令和 2 年 1 月 4 日から令和 2 年 12 月 31 日

(2) 地区

神奈川区、西区、中区、港北区の各区域

(3) 広告主の範囲

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- ・東京 2020 大会パートナー各社（ワールドワイドオリンピックパートナー他）
- ・神奈川県
- ・横浜市

(4) 緩和の内容

- ・禁止物件の一部解除
- ・広告物の大きさ等の規制の解除 など

2 広告物活用地区による主な効果（イメージ図）

- ・屋外広告物の掲出が禁止されているペDESTリアンデッキを装飾し、まちを彩ります。



- ・大型モニュメントの掲出が可能となり、屋外広告物がまちの賑わいを演出します。



3 告示日

令和元年 12 月 25 日

お問合せ先

都市整備局景観調整課長 鵜田 傑 Tel 045-671-2006